

3教総広要第172号の2
令和4年4月26日

一般社団法人東京都小学校PTA協議会 殿

東京都教育庁総務部広報統計課長
徳田哲吉

「令和4年度東京都小学校教育振興に関する要望書」に対する回答について

貴団体から令和4年2月7日付けで提出された標記要請書について、別紙のとおり回答します。

I これからのICTを活用した学習について

1 さらなる教育環境の整備と地域格差の解消

(1) 児童・保護者・教職員へのネットリテラシー教育の徹底

(回答)

都教育委員会では、児童・保護者・教職員へのネットリテラシー教育の徹底のため、学校や家庭におけるルール作りへの啓発を行う「SNS東京ルール」の取組を行っています。

また、「SNS東京ノート」は学校や家庭での話し合いを活性化するため作成した補助教材で、令和3年度の改訂では、タブレット・パソコンの活用とキャッシュレス決済についての項目を追加しました。

さらに、「親子スマホ教室」では、都内公立小学校に専門家を派遣し、情報モラル・リテラシーに関する訪問講座を実施し、児童への適切な指導及び保護者への啓発を行っています。今後も引き続き、「SNS東京ルール」の取組に基づき、児童の話し合いを通じたSNS学校ルールの見直しを促進させるとともに、情報モラル啓発用動画教材等の作成により、各学校が組織的に情報モラル教育の充実を図ることができるよう取り組んでいきます。

(所管 指導部指導企画課)

(2) 各自治体におけるICT教育が、充実した学習内容で円滑に実施されるためのICT支援員をはじめとする十分な人員の確保

(回答)

都は、デジタルを活用した教育の充実を推進する「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」を加速させており、地域が必要とする場合に活用できるよう、ICT支援員などへの財政支援を実施していきます。

また、ICT支援員の配置経費等について、十分な財政支援を行うよう国に対して要望しています。

(所管 総務部教育政策課)

(3) 『GIGAスクール構想に伴うICT機器の配備完了』とされる現況の調査・把握、

並びに都における地域格差是正と各区市町村への働きかけ（東京都主導の教育プログラムの開発等含む）

（回答）

都は、国の「GIGA スクール構想」の加速化に対し、区市町村教育委員会が早期にデジタル環境を整備できるよう、校内通信ネットワーク等に対する補助を実施しており、これまでに一人一台端末と校内通信ネットワークの整備が行われています。

また、学校においてデジタル技術の利活用を推進するため、支援員の配置を補助するとともに教員のデジタル活用の総合的な能力を高める研修を実施しています。このような中、都教育委員会は通信環境を含めたデジタル活用状況を定期的に調査し、課題の把握を行い、国に対し必要となる対応を求めるなど、一人一台体制の教育活動の充実に努めていきます。

さらに、都は国に対し、「GIGA スクール構想」に関する取組について、ICT 支援員の配置等に対して継続的かつ十分な支援を行うこと等について要望しています。

< 教育プログラムの開発等について >

都教育委員会では、児童・生徒が身に付けるべき ICT スキルを育成するため、発達段階を踏まえた育成すべき資質・能力を示した「情報活用能力 #東京モデル」を作成・公開しています。また、学校において、カリキュラム・マネジメントにより教科等横断的な視点から教育課程全体で児童・生徒に情報活用能力を育成するとともに、情報や情報手段を適切に活用した学習活動の充実に努めるため、情報教育研究校を指定し、効果的な情報教育を実践的に研究し、指導事例を、情報教育ポータルサイトを通じて公開しています。

（所管 総務部教育政策課、指導部指導企画課）

（４）対面授業、オンライン型学習、ハイブリッド型学習に対応するための、より実践的かつ現場に負担のないICT研修の実施

（回答 研修の実施について）

学習支援クラウド等を活用した校務の効率化及び効果的な学習支援について、計画的に実施できる実践的な力を身に付けたい教員を対象とした研修を行っています。

（所管 教職員研修センター）

（回答 教員用 ICT 機器の配置について）

指導者用端末は設置者が整備するものでありますが、都は国に対し、「GIGA スクール

構想」に関する取組について、指導者用端末を補助対象に含めること等について要望してきました。国は、令和3年度補正予算において、地方財政措置分（普通教室数分）を超えて指導者用端末等の機器を整備する学校に対して補助を行うこととしています。

（所管 総務部教育政策課）

心身ともに健やかで安心安全な生活のために

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための施策

（回答 都教育委員会の各区市町村への主導について）

都教育委員会では、都立学校向けに新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドラインを作成し、区市町村教育委員会にも周知しています。

都教育委員会としては、引き続き、地域や学校の感染状況に応じて、適切に対応していきます。

（所管 総務部教育政策課、地域教育支援部義務教育課）

（回答 人員の確保について）

都教育委員会は、校内の消毒作業や家庭学習に必要な教材の準備など、新型コロナウイルス感染症対策により増加する業務への対応も含め、教員の負担軽減のため、スクール・サポート・スタッフの配置を推進しています。また、令和元年度から、研究主任等の負担の大きい校務を担う教員の授業持ち時数を軽減する取組を実施しており、令和4年度は実施規模を約2倍に拡充します。

なお、教職員については、いわゆる義務標準法に基づく都の配置基準により、適切に配置しています。

（所管 人事部人事計画課、職員課）

2 心身共に健やかに - 子供の健全育成

（1）体力向上と心身の健やかな成長に向けての取り組みの強化（新規）

（回答）

都教育委員会は、これまで子供の体力を向上させることを目的に、「総合的な子供の基礎体力向上方策」を展開してきました。

今後は、東京の子供たちが楽しみながら運動・スポーツに参画し、体力を高めることを目的とした、「TOKYO ACTIVE PLAN for students」に基づき、都教育委員会、区市町

村教育委員会、学校、保護者、関係団体等、多くの方々と連携し、子供たち一人一人の体力向上に向けた取組を一層推進していきます。

(所管 指導部指導企画課)

(2) 東京都任用のスクールカウンセラーの常時配置について

(回答)

小学校におけるスクールカウンセラーについては、平成 25 年度から全校に配置して、いじめ、不登校をはじめとする児童・生徒が抱える課題の対応に成果を上げています。

平成 20 年度からスクールカウンセラー配置事業に関する国の補助率が 2 分の 1 から 3 分の 1 になり、都の負担が増加する中で、平成 28 年度は、スクールカウンセラーの配置日数をこれまでの 35 日から 38 日に拡充し学校教育相談体制の更なる充実を図ったところです。

さらに、令和 2 年度から、区市町村それぞれの実態やニーズに基づいた支援の一層の充実を図るため、一定の条件に基づき、区市町村教育委員会が選出した小・中学校(172 校)において、スクールカウンセラーの配置を拡充しました。令和 4 年度においては、スクールカウンセラーの更なる活用方法を検討するため、都立学校及び小・中学校において勤務日数を増加するモデル事業を実施していきます。

今後も国の動向を踏まえながら、本事業の実施を検討していきます。なお、配置拡大のために都は、国に対して補助率の引き上げを要望します。

(所管 指導部指導企画課)

(3) いじめや差別、人権への配慮のための道徳授業の充実

(回答)

都教育委員会では、区市町村教育委員会や教育研究団体と連携し、道徳科の優れた授業実践の公開と参加教員による協議を通じて確かな指導力を身に付けるための「『特別の教科 道徳』授業力向上セミナー」を実施しています。セミナーでは、多様な価値観を認め、物事を多面的・多角的に捉えながら道徳性を育む「考え議論する道徳」を実現する手だてや、子供たち一人一人を認め励ます適正な評価の在り方等について、「お互いのよさを認め合うこと」や「思いやり」をテーマに事例の紹介や協議を行っています。また、都独自の道徳教育教材集を改訂し、都内全公立小学校の児童に配布するとともに、学校・家庭での活用を推進しています。今後も引き続き、道徳授業の核となる、実践力のある教員を養成していくとともに、各学校が組織的に道徳教育の充実を図ることがで

きるよう支援していきます。

(所管 指導部義務教育指導課)

(4) 不登校児童などへの学習面、精神面での相談窓口と受け皿の充実

(回答)

都教育委員会は、不登校児童・生徒への支援に関わる教職員や保護者等が、その支援の在り方等を正しく理解し、個に応じた適切な支援を行うことができるようにするため、令和3年1月に、教職員及び保護者向けの冊子「未来を創る子どもたちの自立に向けて～不登校の子供たちへの支援のポイント」を作成し、都内公立小・中学校及び教育支援センター等に配布しました。令和3年度は、都内公立学校の校長対象の連絡会や、スクールカウンセラーの連絡会等で冊子の内容を説明し、学校・家庭・関係機関が連携した支援を推進しています。

また、不登校児童・生徒への多様な教育の機会の確保及び受け皿の充実に向けた取組として、令和2年度から開始した「教育支援センター機能強化補助事業」により、区市町村教育委員会が設置する教育支援センターの取組を支援していくとともに、引き続き区市町村教育委員会に分教室型不登校特例校の設置を呼び掛け、設置を検討している地区を支援するなどして、不登校児童・生徒への支援を充実させていきます。

(所管 指導部指導企画課)

(5) 家庭内でDV・性犯罪被害を受けている児童の早期発見体制づくり

(回答)

都教育委員会は、学校において児童虐待への対応が適切に行われるよう、虐待の早期発見に向けたチェックリストや、虐待に対応するために開発した教員研修セットを活用し、学校の対応力の向上を図っています。今後も、児童虐待の早期発見、通告、関係諸機関との継続的な連携が適切に行えるよう、区市町村教育委員会と連携を図るとともに様々な研修の機会を通して各学校を指導していきます。

(所管 指導部指導企画課)

東京都の小学校教育における様々な課題解決に向けて

1. 継続的に要望する項目について

(1) 教職員の労働環境・待遇の改善

(回答)

都教育委員会は、学校における働き方改革推進プラン等に基づき、ICT 活用による業務改善や外部人材の活用等、多様な取組を推進しています。

令和4年度においては、教員の授業準備を補助するスクール・サポート・スタッフの配置支援の継続実施に加え、副担任相当業務を担う外部人材の活用を新たに開始するとともに、副校長の業務を補佐する会計年度任用職員を配置する学校マネジメント強化事業を本格実施するなど、教員の働き方改革に資する取組を一層推進していきます。

(所管 総務部教育政策課)

(2) 人員の増員・確保・適正配置の推進

(回答 スク ル・サポート・スタッフ以外について)

教職員については、いわゆる義務標準法に基づく都の配置基準により、適切に配置しています。副校長については、大規模校に複数配置するとともに、その負担を軽減し学校経営に集中できる環境を整備するため、副校長を直接補佐する会計年度任用職員を配置する取組を実施しており、令和4年度は実施規模の拡充を図ります。

また、都教育委員会では、従来からの音楽、図工等に加え、英語指導の専門性の確保や新学習指導要領の実施に伴う教員の負担増加に対応するため、22 学級以上の学校に英語の専科指導教員を配置し、それ以外の学校には必要な講師時数を措置しています。

なお、都は国に対し、教職員定数を一層充実することを要望しています。

(所管 人事部人事計画課、職員課)

(回答 スク ル・サポート・スタッフについて)

都教育委員会では、学校に教員の業務を補助する会計年度任用職員を配置する「スクール・サポート・スタッフ配置支援事業」について、教員の業務負担を軽減し、子供たちと向き合う時間を確保するため、引き続き必要とする学校へのスクール・サポート・スタッフの配置が進むよう、取り組んでいきます。

(所管 人事部職員課)

(3) 特別支援教育への支援の充実、更なる理解・認知のための情報発信

(回答)

都教育委員会は、特別支援教室を導入した区市町村に対して、連絡調整等を行う特別支援教室専門員の配置や、児童・生徒に対する指導上の配慮について、巡回指導教員や在籍学級担任等に助言を行う臨床発達心理士等の巡回により指導体制の整備をしています。

令和3年度からは、公立小・中学校で学ぶ発達障害のある児童・生徒が通常の学級で安心して過ごすことができるよう、区市町村が通常の学級においてサポート人材を配置する場合に、その費用の一部を補助する事業を開始しています。令和4年度は、補助要件の緩和や補助単価の引上げなど充実を図っていきます。

また、区市町村教育委員会就学担当者説明会等で、保護者への就学や特別支援教育に関する説明の実施について指導・助言しています。

さらに、発達障害に対する理解の促進と、都教育委員会における発達障害教育に係る施策の推進のため、就学を控えた5歳児の保護者を対象としたパンフレットを作成・配布し、適切な就学と必要な指導・支援につなげるための理解を促進しています。

なお、区市町村教育委員会では、その実情に応じて、就学に関することや地域内の学校(通常の学級、特別支援教室、特別支援学級、特別支援学校)の教育内容等について、就学前の保護者へ説明を実施しています。

(所管 都立学校教育部特別支援教育課)

(4) 日本語を母国語としない児童・保護者に対する理解と支援

(回答 教員の配置以外について)

日本語を母語としない児童・保護者に対する理解と支援を充実させるために、日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査を実施するとともに、日本語指導の充実に関する映像教材「東京の学校生活」を活用した事例の作成及び周知・啓発を行っています。

(所管 指導部指導企画課)

(回答 教員の配置について)

都教育委員会では、区市町村教育委員会の要望を踏まえ、日本語を的確に指導できる教員、外国籍の児童・生徒が多い学校で経験を積んできた教員、さらには、児童・生徒理解に長けた教員など、適材適所の配置に努めています。

(所管 人事部職員課)

(5) 通学路における安全確保と保護者をも啓発する交通安全教育

(回答 通学路における安全確保について)

通学路の安全を確保するためには、区市町村が定める通学路交通安全プログラムや国の登下校防犯プランに基づく定期的な合同点検と対策の実施、対策効果の把握及びそれを踏まえた対策の改善・充実を一連のPDCAサイクルとして実施し、関係機関との連携による継続的な取組として推進することが必要です。都においては、国の通知等を踏まえ、各地域において関係機関との連携による継続的な取組を推進するよう、区市町村教育委員会に対して周知するとともに、子供の見守り活動等に係る経費の一部を補助する等、引き続き、区市町村教育委員会を支援していきます。

(所管 地域教育支援部義務教育課)

(回答 交通安全教育について)

都教育委員会は、指導資料「安全教育プログラム」を毎年全教員に配布し、児童が登下校時に遭遇する犯罪や危険について理解し、安全に行動できるよう、朝の会や帰りの会などの日常的な教育活動の中で、繰り返し一声掛ける指導等を促しています。また、自転車に乗る際のルールについて指導するために、各学校が必ず指導する基本的事項として、「自転車の安全な利用と点検・整備」を示し、どの学校においても自転車交通安全教育を推進するよう指導しています。

さらに、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を踏まえ、希望する学校に「自転車シミュレータ交通安全教室」や「歩行者シミュレータ交通安全教室」、各学校等において「自転車実技教室」等を実施し、自転車交通安全教育を推進しています。

保護者への効果的な情報発信等については、児童への交通安全教育を推進する上で、家庭の協力が不可欠であることを踏まえて、学校公開等の機会に実施する児童の交通安全教室へ保護者の参加を促し、学校と保護者とが協力して取り組む交通安全教育を引き続き推進していきます。

(所管 指導部指導企画課)

(6) 学校が避難所となる場合を想定した(感染症対策もふまえた)施設・設備の整備と、防災意識を高めるための学習の推進

(回答 施設・設備の整備について)

公立小・中学校に係る施設整備については、原則として設置者である区市町村がその経費を負担するものであり、国が負担金、交付金等による財政支援を行っています。

また、都教育委員会では、避難所となる学校施設の防災機能強化のため、特別教室・学校体育館等への空調設置や、トイレ整備等を実施する区市町村に対して、財政支援を行っています。

(所管 地域教育支援部義務教育課)

(回答 防災意識を高めるための学習の推進について)

発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、「防災ノート～災害と安全～」を作成・配布しています。また、この「防災ノート～災害と安全～」を活用し、防災体験施設等の利用を促すなど体験的な活動を充実させ、実践的な防災教育を一層推進していきます。

(所管 指導部指導企画課)